激甚災害	適用すべき措置
平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による災害で、三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第十五号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十号

所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十三条第三項第二号並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十二条第四項第一号及び第八十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の四号を加える。

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の四第一号（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に関する契約）に掲げる契約

三　地方公務員等共済組合法第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約

四　地方公務員等共済組合法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十一条の三（準用規定）において準用する同令第十六条の三第一号に掲げる契約

五　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務に係る信託の契約

（法人税法施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の四号を加える。

二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十一条第二項第二号（設立及び業務）に掲げる業務に係る国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の四第一号（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に関する契約）に掲げる契約

三　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条の二第一項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約

四　地方公務員等共済組合法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十一条の三（準用規定）において準用する同令第十六条の三第一号に掲げる契約

五　日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務に係る信託の契約

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一号（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に関する契約）に掲げる契約

五　日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務に係る信託の契約

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約

五　日本私立学校振興・共済事業団法第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務に係る信託の契約

第五条　国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六条　地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第十九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第二十九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第三十九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第四十九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第五十九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十八条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第六十九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十三条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十四条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十五条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十六条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（組合の業務）」を「（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約」に改める。

第七十七条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中